

医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関するお知らせ

2023年4月1日より医療機関において、オンライン資格確認システムの導入が原則義務化となりました。それに伴い、当診療所は医療情報・システム基盤整備充実体制加算の対象医療機関となります。

マイナ保険証(マイナンバーカード)提示によって活用される診療情報は以下の通りです

- ・特定健診情報
- ・薬剤情報(内服薬など)
- ・他の医療機関の受診歴



限度額適用認定証がなくてもOKになる



▶ 初診時

加算1 6点

- ・マイナ保険証利用しない
- ・マイナ保険証を提示したが診療情報活用に同意しない場合
- ・マイナ保険証の電子証明書が失効している場合



加算2 2点

- ・マイナ保険証利用
- ・診療情報活用に同意した場合
- ・初診料を算定した場合



▶ 再診時

加算3 2点

- ・マイナ保険証利用しない
- ・マイナ保険証を提示したが診療情報活用に同意しない場合
- ・マイナ保険証の電子証明書が失効している場合



当院では、正確な情報を得ることでより良い医療を提供することに役立ててまいります。マイナ保険証によるオンライン資格確認のご利用にご協力をお願い致します。

浅井診療所

